

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p data-bbox="293 300 969 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="488 762 707 799">令和<u>8</u>年<u>2</u>月</p> | <p data-bbox="1308 300 1984 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="1503 762 1722 799">令和<u>7</u>年7月</p> |

森林整備保全事業地質調査業務共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1101条～第1115条 (略)

第1116条 地元関係者との交渉等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1117条～第1118条 (略)

第1119条 関係法令及び条例の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第1120条～第1138条 (略)

第1139条 保険加入の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1140条 (略)

第2章 ～ 第8章 (略)

第1章 総則

第1101条～第1112条 (略)

第1113条 業務計画書

1 (略)

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) ～ (10) (略)

(11) その他

ア (2)実施方針又は(11)その他には、第1132条 個人情報の取扱い、第1133条 安全等の確保及び第1137条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

イ (4)業務組織計画には、業務(再委託する業務を含む。)に従事する全ての技術者を記載するものとする。

ウ 業務計画書に記載する管理技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者でなければならない。

森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1101条～第1115条 (略)

第1116条 地元関係者との交渉等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第1117条～第1118条 (略)

第1119条 関係法令及び条例の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1120条～第1138条 (略)

第1139条 保険加入の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第1140条 (略)

第2章 ～ 第8章 (略)

第1章 総則

第1101条～第1112条 (略)

第1113条 業務計画書

1 (略)

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) ～ (10) (略)

(11) その他

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2)実施方針又は(11)その他には、第1132条 個人情報の取扱い、第1133条 安全等の確保及び第1137条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

エ 受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3・4 (略)

第1114条～第1140条 (略)

第2章～第8章 (略)

森林整備保全事業測量業務共通仕様書

第2編 測量業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第2101条～第2112条 (略)

第2113条 業務計画書

1 (略)

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)～(9) (略)

(10) その他

ア (2) 実施方針又は(10)その他には、第2133条安全等の確保、第2137条個人情報の取扱い及び第2138条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

イ (4) 業務組織計画には、業務(再委託する業務を含む。)に従事する全ての技術者を記載するものとする。

3・4 (略)

第2114条～第2142条 (略)

第2章～第6章 (略)

3・4 (略)

第1114条～第1140条 (略)

第2章～第8章 (略)

森林整備保全事業測量業務共通仕様書

第2編 測量業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第2101条～第2112条 (略)

第2113条 業務計画書

1 (略)

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)～(9) (略)

(10) その他

(2) 実施方針又は(10)その他には、第2133条安全等の確保、第2137条個人情報の取扱い及び第2138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3・4 (略)

第2114条～第2142条 (略)

第2章～第6章 (略)

森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

第3編 設計業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第3101条～第3110条 (略)

第3111条 業務計画書

1 (略)

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)～(10) (略)

(11) その他

ア (2) 実施方針又は(11)その他には、第3130条 個人情報の取扱い、第3131条 安全等の確保及び第3135条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

イ (4) 業務組織計画には、業務(再委託する業務を含む。)に従事する全ての技術者を記載するものとする。

ウ 土地への立入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

エ 受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3・4 (略)

第3112条～第3138条 (略)

第2章～第6章 (略)

森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

第3編 設計業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第3101条～第3110条 (略)

第3111条 業務計画書

1 (略)

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)～(10) (略)

(11) その他

(2)実施方針又は(11)その他には、第3130条個人情報の取扱い、第3131条 安全等の確保及び第3135条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3・4 (略)

第3112条～第3138条 (略)

第2章～第6章 (略)